

○国立市これからの公共施設の在り方審議会条例

平成28年3月31日 条例第4号

国立市これからの公共施設の在り方審議会条例

(設置)

**第1条** 限られた財源の範囲内で、公共施設の安全性を確保しつつ必要なサービスを適切に提供するために、これからの時代に必要な公共施設の在り方を審議することを目的として、国立市これからの公共施設の在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長からの諮問に応じて、これからの公共施設の在り方に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。  
2 審議会は、市長から公共施設マネジメントの推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 市民 6人以内

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 69 号を第 70 号とし、第 21 号から第 68 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) これからの公共施設の在り方審議会委員

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 66 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 67 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 67 号から第 69 号まで」を「第 2 条第 68 号から第 70 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

事務事業評価委員会委員	〃 9, 100 円	を
-------------	------------	---

」

「

事務事業評価委員会委員	〃 9, 100 円	に
これからの公共施設の在り方審議会委員	〃 9, 100 円	

」

改める。